

J H F 近畿通信

Japan Housing Finance Agency

第23号
令和6年5月15日

今号の目次

- 1 令和6年2月13日から【フラット35】子育てプラスがスタート
- 2 新任担当者のご紹介

1 令和6年2月13日から【フラット35】子育てプラスがスタート

【フラット35】子育てプラスとは

子育て世帯※¹または若年夫婦世帯※²に対して、全国一律でこどもの人数等に応じて一定期間、借入金利を**最大年1.0%**引下げる制度です。

※¹ 子育て世帯

借入申込時に子ども(実子、養子、継子および孫をいい、胎児を含みます。ただし、孫の場合はお客さまとの同居が必要です。また、別居している子どもの場合は、お客さまが親権を有していることが必要です。)を有しており、当該子どもの年齢が借入申込年度の4月1日において18歳未満である世帯をいいます。

※² 若年夫婦世帯

借入申込時に夫婦(法律婚、同性パートナーおよび事実婚の関係をいいます。なお婚約状態の方は対象外です。)であり、夫婦のいずれかが借入申込年度の4月1日において40歳未満である世帯をいいます。

【フラット35】子育てプラス

ご案内ページはこちら →



金利引下げ内容確認について

【フラット35】において、「金利引下げパターンについて分かりやすく解説してほしい」といったご意見を多くいただきました。

右記の二次元バーコードにアクセスいただくと、借入金利や取得される住宅タイプ、金利引下げメニュー等を入力するだけで、簡単に金利引下げパターンをご確認いただけます。また、子育てプラスのチラシ(2ページ目)では、金利引下げパターンのご確認手順を解説しております。併せてご活用ください。

借入金利を**最大年1.0%**引下げ

金利引下げ内容確認はこちら →



2 新任担当者のご紹介

①出身地 ②ひとこと抱負等

2024年度4月から新たに7名が地域連携グループへ着任しました。みなさまのお役に立てるよう、地域連携グループ全員で一年間取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします！



①千葉県
②地域の皆様のお役に立てるよう、取り組んでまいります！



①栃木県
②関西の勤務は初めてですが、皆様の優しさに触れながら精一杯頑張ります！



①新潟県
②近畿の皆さまのお役に立ち、住宅取得のご支援をさせていただきます！



①大阪府
②フラット35の子育てプラスや地域連携型をご案内させていただきます！



①大阪府
②良質な住まいを生まれ育った近畿に普及できるように努めます！



①東京都
②各地域を知り、皆様のお役に立てるよう精一杯努めさせていただきます！



①愛媛県
②新人ですが皆様のお役に立てるように誠意を持って取り組んでまいります！

お問合せ先

住宅金融支援機構近畿支店 地域連携グループ (担当：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)



06-6281-9261

<営業時間> 平日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除きます)



ご注意

【フラット35】【リバース60】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では申込ご本人又はご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。